

学校における働き方改革 雄武町アクション・プラン

平成31年1月

(令和2年4月改定)

雄武町教育委員会

はじめに

現在、学校を取り巻く環境は複雑化・多様化し、学校現場が直面する課題も多種多様であり、教員は様々な教育課題への対応を求められています。

平成28年度に北海道教育委員会が実施した「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」では、小学校で23.4パーセント、中学校で46.9パーセントの教員（主任教諭・教諭）が週60時間以上勤務しているという結果が出ており、当町においても同様の傾向があるものと認識しています。

教員が健康でやりがいを持って働くことができる環境を整え、子どもたちと向き合う時間を確保することは大変重要であり、教員の負担を軽減する取組の実行が求められています。

こうしたことから、雄武町教育委員会では、学校現場の業務改善に向けた取組を進めるため、北海道教育委員会において策定された「学校における働き方改革北海道アクション・プラン」に基づき、雄武町立学校における働き方改革を推し進める「雄武町アクション・プラン」を策定し、雄武町教育委員会と学校との連携により取り組んでいく必要がある事項を整理しました。

今後においても、学校・家庭・地域・行政が連携し、保護者や地域住民の理解を得ながら、教職員が教育活動に集中し専念できる環境整備に努めてまいります。

1 働き方改革に関する国の動き

- (1) 平成29年6月、「学校における働き方改革に関する総合的な方策」に係る中教審への諮問（文部科学省）
- (2) 平成29年8月、「学校における働き方改革に係る緊急提言」（中教審初等中等教育分科会学校における働き方改革特別部会）
- (3) 平成29年12月、「学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」（中教審）
- (4) 平成29年12月、「学校における働き方改革に関する緊急対策」（文部科学省）
- (5) 平成31年1月、「学校における働き方改革に関する総合的な方策（答申）」（中教審）
- (6) 平成31年1月、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（文部科学省）
- (7) 平成31年3月、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（文部科学省）
- (8) 令和元年12月、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」の公布（文部科学省）
- (9) 令和2年1月、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために

講すべき措置に関する指針」(令和2年文部科学省告示第1号、以下「国指針」という。) (文部科学省)

2 アクション・プランの性格

- (1) 本プランは、国指針第4の（1）に基づく、教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年北海道条例第61号。以下「給特条例」という。) 第8条及び教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則(令和2年教委規則第3号)第1条に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものです。
- (2) 加えて本プランは、町内全ての学校が働き方改革を進めるために、教育委員会が策定し、学校の取り組みを促すものです。
- (3) 本プランは、今後の国及び北海道の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

3 取組の方向性

- (1)これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに對して効果的な教育活動を行い教員の質を高めるという、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行します。
- (2)「学校における働き方改革」は、学校はもとより、国・北海道・町、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもたちと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

4 教育委員会及び学校の役割

- (1)町立学校における働き方改革を進めるための取組や学校に勤務する教育職員の在校等時間の上限等に関する方針等を定めます。
- (2)町立学校における働き方改革を進めるための、地域の実情に応じた取組を促すとともに、取組を行うための支援をします。
- (3)校長は、学校の重点目標を明確化し、全職員の共通理解のもと、働き方改革に向けた取組を、関係機関と連携しながら、主体的に推進します。
- (4)「勤務時間」を意識した働き方改革を進め、職員一人一人の意識改革を促進します。

5 アクション・プランの目標及び期間

本プランに掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めるため、次のとおり目標を設定します。

なお、取組期間は、平成30年度から令和2年度までとします。

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた時間を
1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

※1 「在校等時間」は、9の(2)の①と同一。

※2 「所定の勤務時間」は、9の(2)の②と同一。

※3 「目標」に掲げる上限時間は、9の(2)の②と同一。

※4 児童生徒等に係る臨時の特別な事情により勤務せざるを得ない場合については、9の(2)の③に掲げる上限の範囲内とする。

この目標を達成するため、教育委員会は、毎年度、進捗状況を把握し、学校における働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に努めます。

また、学校は、時間外勤務等の実績を踏まえ、実情に応じた取組を主体的に検討し、実施していくこととします。

【働き方改革を進めるため、令和2年度末に目指す指標】

- | | |
|---|------|
| 1 部活動休養日（週2日、平日1日、土日1日）を完全に実施している部活動の割合 | 100% |
| 2 変形労働時間制を活用している学校の割合 | 100% |
| 3 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合 | 100% |
| 4 学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合 | 100% |

6 推進体制と取組の検証・改善

(1) 推進体制

教育委員会は、雄武町校長会（以下「校長会」という。）及び雄武町教頭会（以下「教頭会」という。）と連携して、本プランの取組について推進を図るものとします。

(2) 取組の検証・改善

教育委員会は、毎年度、進捗状況を把握し、取組の効果の検証を行い、必要に応じて取組の見直し等の検討を行います。

7 保護者や地域住民等への理解促進

教員の長時間労働を改善し、教員が授業や授業準備等に集中し、健康で生き生

きとやりがいをもって勤務することができる環境を整備することができ、学校教育の質の向上につながります。子どもたちに対する教育は、学校、家庭、地域が連携協力して進めなければならず、その基礎となるのは信頼関係や共通認識であり、学校における働き方改革の取組について、保護者や地域住民等にも理解を深めてもらう必要があります。

このため、各学校においては、保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得るためにも、業務改善や教職員の働き方改革について、学校評価に明確に位置付けるなど、雄武町PTA連合会と連携しながら、学校における働き方改革について、保護者や地域住民等への普及促進を進めます。

8 具体的な取組

action 1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

(1) 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

- ・ 新学習指導要領への移行を円滑に進められるよう、外国語指導助手を2名体制とし、各学校に派遣します。
- ・ 特別な配慮や支援を必要とする児童生徒に対して、特別支援教育支援員を配置します。

(2) 校務支援システムの導入促進

- ・ 成績処理などの教務支援やメール機能などを有するグループウェアを備えた「北海道公立学校校務システム」を全町立学校に導入し、業務の効率化を推進します。

(3) 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

- ・ 保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の導入を進め、学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組を推進します。

action 2 部活動指導にかかる負担の軽減

(1) 部活動休養日等の完全実施

- ・ 生徒や担当教員の健康・安全はもとより、けがの防止・心身のリフレッシュを図るなどのスポーツ医・科学の観点、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する観点から、すべての部活動における休養日等の完全実施に向けた取組を進めます。

- ① 部活動休養日の実施
 - ・ 毎週 2 日（平日 1 日・土日 1 日）の休養日を実施する。
 - ・ 学校閉校日は部活動休養日とする。
- ② 部活動の活動時間
 - ・ 平日は 2 時間程度で終了する。
 - ・ 土曜日、日曜日、祝日及び長期休業期間中は 3 時間程度で終了する。

※ 練習試合、合宿等については、この限りでない。
※ 大会前で、やむを得ず活動を行う場合は、代替の休養日を実施する。
※ 休目において、月に 1 日以上の休養日を設けている場合は、この限りでない。
※ 大会とは、中体連、新人戦及びコンクールに限る。

(2) 複数顧問の効果的な活用

- ・ 一人の教員に過度の負担がかからないよう、複数顧問の配置に努めます。

(3) 部活動指導員の配置等

- ・ 部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、学校に部活動指導員や補助員等を配置できるよう人材の発掘に努めます。

(4) 学校規模に応じた部活動数の適正化

- ・ 部活動数を適正に設置するとともに、生徒がスポーツ等を行う機会が失われることのないよう複数の学校による合同部活動や高校と連携した合同練習の実現に向けて、検討します。

action 3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

(1) ワークバランスを意識した働き方の推進

- ・ 学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークバランス（仕事と生活の調和）の視点を積極的に取り入れ、意識改革を図ることができるよう、月 2 回以上の「定時退勤日」（例えば「家庭の日」（給与・手当支給日）、「健康管理の日」（毎週水曜日）、「消灯時間の設定」等学校の実情に応じた取組や年 2 回以上の「時間外勤務等縮減強調週間」の徹底に努めるなど、職員の時間外勤務等の縮減に対する積極的な取組を進めます。

(2) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

- ・ 学校における働き方改革に向けた取組状況を管理職員の人事評価に反映することとし、各学校においては、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に自校における働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、管理職員の業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進に関する目標等を設定することとします。

- ・ 管理職員だけでなく、学校の職員全体に対しても勤務時間を意識した働き方改革を浸透させるため、働き方に関する研修の実施を検討するとともに、職員一人一人が働き方改革の意識をもって進めるため、人事評価の面談において管理職員が職員と業務改善に向けた意識の共有を図るとともに、職員自ら考えて主体的に働き方改革を進めるよう促すなどして、全職員で取り組むことや目標の時間を超える職員に対しては、管理職員が当該職員と業務全般の内容や優先順位等を協議しながら、時間外勤務の縮減方策を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取り組みます。

(3) 長期休業期間における「学校閉庁日」の設定

- ・ 学校職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定します。

① 実施目的

職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため。

② 設定期間

- ・ 夏季休業期間は、8月15日を含む3日間に設定することを基本とする。
- ・ 年末年始の休日（12月29日～1月3日）は、全町立学校統一の学校閉庁日とする。

③ 服務上の取扱等

- ・ 年休、夏季休暇、振替等とする。
- ・ 休暇取得を強制しない。
- ・ 出勤は可とするが、開錠及び施錠は出勤する者が行う。
- ・ 部活動休養日に設定する。

(4) 在校している時間を客観的に計測し記録するシステムの導入

- ・ 勤務時間の管理については、労働安全衛生法の改正により、校長や服務監督者である教育委員会等に求められている責務であることが明確化されたことを踏まえ、職員が在校している時間は、ICTの活用により客観的に計測・記録するシステムを導入します。
- ・ 学校においては、在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化、効率化などの取組を進めます。

(5) 留守番電話やメールによる連絡対応等

- ・ 非常災害の場合や児童生徒等の指導に関し緊急の必要性がある場合を除き、教職員が保護者や外部からの問合せ等への対応を理由に時間外勤務をすることがないよう、緊急時の連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の取組を推進します。

action 4 教育委員会による学校サポート体制の充実

(1) 調査業務等の見直し

- 教職員の事務の負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について精選を図るとともに、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう取り組んでいきます。

(2) 勤務時間等の制度改善の活用

- 変形労働時間制度、週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間等の特例・週休日における勤務時間の割振り変更など、これら制度が有効に活用されるよう取組を促進します。

(3) 適正な勤務時間の設定

- 児童生徒等の登下校時刻や、部活動、学校の諸会議等については、教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう各学校に対し指導・助言を行います。
- 各学校において、やむを得ず給特条例第7条第2項に掲げる業務（以下「超勤4項目」という。）以外の業務を、早朝や夜間等、正規の勤務時間外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替などの勤務時間や休憩時間に係る諸制度を有効活用して、正規の勤務時間の割振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう指導・助言を行います。

(4) メンタルヘルス対策の推進

- 学校職員のメンタルヘルス対策を推進するため、1年に1回のストレスチェックを実施するとともに、相談体制の充実を図ります。

(5) 若手教員への支援

- 各学校においては、若手職員が得意とする分野の能力を積極的に生かすとともに、若手職員が一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたりする場合には、管理職員等がそれをいち早く把握し、すぐに声掛け等を行って、学校内外のリソースやネットワークを生かして優れた教材や指導案等の様々な蓄積を共有して支援するなど、若手職員が孤立することのないようにします。

(6) 学校行事の精選・見直し

- 各学校に対し、文部科学省が提示する予定の取組例を参考とするなどして、学校行事の精選や内容の見直しの取組を推進するよう促します。

9 雄武町立学校の教育職員の在校等時間の上限について

(1) 対象者の範囲

給特条例第2条第2項に規定する教育職員を対象とします。

(2) 業務を行う時間の上限

① 「勤務時間」の考え方

超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が働いている時間を適切に把握するため、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とします。

正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、次に掲げるアの時間を加え、イの時間を除いた時間を作校等時間とします。

ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として、外形的に把握する時間

イ 休憩時間

② 上限時間の原則

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特条例第7条第1項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を、次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととします。

ア 1日の在校等時間から所定の勤務時間の時間を除いた時間の1か月の合計時間（以下「1か月時間外在校等時間」をいう。） 45時間

イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間の時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。） 360時間

③ 児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととします。

ア 1か月時間外在校等時間 100時間未満

イ 1年間時間外在校等時間 720時間

ウ 1年のうちから1か月時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月

エ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、各月の1か月当たりの平均時間 80時間

(3) 教育委員会が行う措置

- ① 教育委員会は、教育職員が在校している時間は、ＩＣＴの活用により客観的に計測し、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測するものとします。
また、計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、データの管理及び保存を適切に行うものとします。
- ② 教育委員会は、休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等関係法令の規定を遵守するものとします。
- ③ 教育委員会は、各学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取り組みを実施する。特に、教育職員の在校等時間が上限時間の範囲を超えた場合には、当該校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うものとします。
- ④ 教育委員会は、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、広く本アクション・プランの周知を図ります。

(4) 留意事項

- ① アクション・プランに掲げる上限時間については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として作成するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と合わせて取り組まれるべきものであることから、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を厳守することを求めるのみにならないよう努めます。
- ② 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることができないよう取り組みます。
- ③ 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないことから、業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取り組みを進めるものとします。

